

セレサ資産運用プラン定期貯金規定＜退職金・相続資金・他行預替資金コース＞

1.（預入資格）

セレサ資産運用プラン定期貯金＜退職金・相続資金・他行預替資金コース＞（以下「この貯金」といいます。）は、以下に定めるお客さまに限りお預け入れができます。

- （１）当JAで取扱いしている投資信託（JAバンク投信ネットサービスは除く）またはJAバンク資産運用サービスを同時にお申込みいただける個人の方。
- （２）JAバンク投信ネットサービスを利用した投資信託のお申込みの場合、この貯金のお申込みは投資信託の申込受付日から2週間以内（非営業日含む）とし、かつ、取扱期間内にお申込みいただける個人の方。

ただし、退職金限定定期貯金（ネクストステージ）の満期による資金の預け入れ、投信つみたてサービスによる購入は対象外となります。

また、過去1年以内にJAバンク資産運用サービスの解約（一部解約を含む）をしていない方を対象とします。

2.（取扱店舗）

この貯金のお預け入れおよびお支払は投資信託またはJAバンク資産運用サービスのお申込みと同一店舗とします。

3.（お預け入れ限度金額）

お預け入れ金額の総額（エントリー分散投資の場合、初回引落額分のみ対象とします）のうち投資信託またはJAバンク資産運用サービスの申込金額を50%以上、残額を定期貯金にお預け入れできます。投資信託またはJAバンク資産運用サービスの申込金額は100万円以上とします。ただし、JAバンク資産運用サービスの新規申込金額は300万円以上とします。

また、お預け入れ金額の総額は退職金限定定期貯金（愛称：ネクストステージ）または相続定期貯金のお預け入れ金額と合計して、預入資格のあるお客さま1人につき退職金受取額および相続手続により取得した金額の範囲内までを限度とします。

4.（お預け入れ貯金種類および貯金名義）

この貯金は期間3ヶ月のスーパー定期貯金＜単利型＞または期間3ヶ月の大口定期貯金とします。なお、この貯金は退職金の受け取りをされたお客さま、相続手続により資金を取得されたお客さま、他金融機関から振込によりお預入れいただいた資金、または、現金での新規お預入れいただいたお客さまの名義に限り、かつ、投資信託またはJAバンク資産運用サービスをお申込みされたお客さまの名義に限りません。

5.（少額貯蓄非課税制度（マル優）の利用）

スーパー定期貯金は少額貯蓄非課税制度（マル優）を利用することができます。ただし、350万円を超える金額に対しては分離課税扱いとします。

大口定期貯金は少額貯蓄非課税制度（マル優）を利用することができません。

6.（適用利率）

- （１）この貯金は預入日のスーパー定期貯金＜単利型＞、または大口定期貯金の店頭表示利率に当組合所定の利率を上乗せした利率を満期日まで適用します。

自動継続後の適用利率はスーパー定期貯金＜単利型＞、または大口定期貯金の自動継続時の店頭表示利率を当該満期日まで適用します。

(2) 当JAがやむをえないものと認めてこの貯金を満期日前に解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算し、この貯金とともに支払います。

・スーパー定期貯金＜単利型＞の場合

解約日における普通貯金の利率

・大口定期貯金の場合

次の〔1〕および〔2〕の算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率とします。ただし、計算した利率が0%を下回るときは、0%を下限とします。

〔1〕 次の預入期間に応じた利率

解約日における普通貯金利率

〔2〕

$$\text{約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

(注) なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。

7. (投資信託対象ファンド)

NISA(つみたて投資枠)専用ファンドを除く、当JAでお取り扱いしている投資信託を対象とします。ただし、投資信託ご購入においてスイッチングをご利用になる際は、本プランはご利用になれません。また、「投信つみたてサービス」による購入は対象外となります。

8. (JAバンク資産運用サービス)

当JAでお取り扱いしているJAバンク資産運用サービス6コースを対象とします。

9. (その他)

この規定に定めのない事項については、別途定める自動継続スーパー定期貯金規定(単利型)または自動継続大口定期貯金規定により取扱います。

以 上
(令和7年4月1日現在)